

日本手術看護学会「手術看護実践指導看護師」認定制度規則

(前文)

手術看護分野で看護師がチームの一員として活動するためには、手術室独自の知識や技術の修得が必要である。その指標として日本手術看護学会（以下本学会）では手術看護師の「臨床実践能力の習熟度段階（クリニカルラダー）」（以下クリニカルラダー）を示し、実践力向上の一助として活用を進めている。手術看護師の実践力を公的に示すものとしては日本看護協会の認定看護師制度があるが、採用枠は限られており、広がりには緩やかである。

そこで日本手術看護学会の示すクリニカルラダーをもとに手術看護師の知識や技術を認定することにより、全国に通用する実践力を示すことができると同時に、これをもって学会としての手術看護の質を保証することができると考え、本学会では「手術看護実践指導看護師」認定制度を設置することとした。本制度に関わる規則を以下のように定める。

(総則)

第 1 条 日本手術看護学会「手術看護実践指導看護師」認定制度は、本学会が示しているクリニカルラダーを用いて実践力を持つ看護師を認定することにより、手術看護の質の保証と実践力向上を図ることを目的とする。

第 2 条 本学会は前条の目的を達成するためにこの規則を定め、本制度の事業を行う。

2. 事務局は日本手術看護学会に置く。

第 3 条 手術看護実践指導看護師とは本学会が示したクリニカルラダーレベルⅢの看護師であり、手術看護に対して中堅者以上の実践力を有する看護師として認められた者をいい、周術期において安全な手術を実践するために手術看護チームの指導的役割を担う。

(認定審査委員会)

第 4 条 手術看護実践指導看護師の認定審査は、認定審査委員会を設けて行う。

第 5 条 認定審査委員会は本学会理事長が理事から若干名を選出し、本学会理事会で承認された委員で構成する。

2. 認定審査委員会の委員長は理事長が指名する
3. 認定審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない
4. 認定審査委員会は委員の3分の2の出席をもって成立する
5. 委員長は議事録を作成し保管する
6. 審査結果を理事会で報告しなければならない

(認定審査申請)

第6条 手術看護実践指導看護師の認定審査を希望する者(以下申請者)は、「認定審査申請書」(様式1号)に必要書類を添えて、定められた期日までに認定審査の申請を行う。

第7条 申請者は、次の各項に定める資格をすべて満足するものであること

- (1) 看護師免許を有する
- (2) 学会正会員で通算3年以上、ただし、直近10年以内とする。
- (3) 手術室経験が通算5年以上 (在職証明書、様式2号)
- (4) 受験資格ポイントを50点以上取得 (様式3号)
- (5) 手術看護実践事例2例の提出 (様式4号)
- (6) クリニカルラダーレベルⅢ認定証明書の提出 (様式5号)
- (7) 受験料納付済み証明書の提出 (様式6号)

(認定審査)

第8条 提出された書類を認定審査委員会にて審査し、手術看護実践指導看護師の認定を行う。

2. 判定結果は様式7号にて申請者に連絡する。
3. 合格者には登録手続きを行った後、手術看護実践指導看護師認定証(様式8号)が交付される
4. 委員長は認定審査結果を様式9号により理事会に報告する。
5. 本学会は本人の了解を得て(様式7-3号)、HPにて結果を公表する
6. 認定された手術看護実践指導看護師の認定証の有効期間は5年間とする。ただし、本制度第11条・第12条の規定に沿ってその資格を失ったときは、有効期間は資格を失効した日に終わる。

(日本看護協会手術看護認定看護師の認定)

第9条 日本看護協会手術看護認定看護師については、申請があれば登録手続きにより手術実践指導看護師資格を付与する。

2. 本人の了解を得て(様式7-3号)、HPにて公表する。
3. 有効期間は5年間とし日本看護協会手術看護認定看護師の資格が失効した日に終わる。

(更新)

第10条 本学会は手術看護実践指導看護師の資格更新を行う。

2. 手術看護実践指導看護師は認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。ただし、特別の理由があった場合、届け出によりこれを猶予することができる(様式10号)
3. 手術看護実践指導看護師資格更新を希望する者(以下更新申請者)は、「更新審査申請書」(様式11号)に必要種類を添えて、定められた期日までに更新審査の申請を行う。

(資格更新の審査申請)

第11条 手術看護実践指導看護師の更新申請者は、次の各項に定める資格をすべて満足するものであること

- (1) 看護師免許を有する
- (2) 継続して学会の正会員である
- (3) 資格取得後3年以上手術看護に従事している (在職証明書、様式2号)
- (4) 過去5年間の実績としてポイントを50点以上取得している (様式3号)
- (5) 手術看護実践事例1例の提出 (様式4号)
- (6) 更新料納付済み証明書の提出 (様式6号)

(資格更新の猶予について)

第12条 手術室勤務時間の不足、病気その他やむを得ない理由により更新審査を受験できない者は、1年ごとに2年を期限として延長を申請することができる。

(日本看護協会手術看護認定看護師の資格更新の審査申請)

第13条 日本看護協会手術看護認定看護師の更新申請者については、更新申請があれば手続きにより手術看護実践指導看護師資格を更新する。

(資格の失効)

第14条 手術看護実践指導看護師は次の各項の理由により、認定審査委員会の議を経て、手術看護実践指導看護師の資格を喪失する。

- (1) 看護師の免許を喪失あるいは返上したとき、あるいは取り消されたとき
- (2) 手術看護実践指導看護師の資格を辞退したとき (様式12号)
- (3) 手術看護実践指導看護師の認定を更新しなかったとき
- (4) 日本看護協会手術看護認定看護師の資格を失効したとき

第15条 手術看護実践指導看護師としてふさわしくない行為があったと認められたとき、認定審査委員会の審議を経て、理事長が認定を取り消すことがある。

(規則の改定)

第16条 本規則の改定は、認定審査委員会及び理事会の議決を経て、変更することができる。

(附則)

2013年2月2日施行 2013年10月17日改正
2016年8月6日改正 2017年2月4日改正